

未完の植民地支配の清算

～ 戦争に敗けたということ ～

2014年12月23日

日韓会談文書・全面公開を求める会
名古屋・三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団
事務局長 岩 月 浩 二

第1 最高裁判決と大法院判決

1 最高裁2007年4月27日判決（西松建設判決）

サンフランシスコ平和条約枠組み論

（存立可能な経済の維持・役務賠償・対日賠償請求放棄）

「『請求権の処理』とは、戦争の遂行中に生じた交戦国相互間又はその国民相互間の請求権であって戦争賠償とは別個に交渉主題となる可能性のあるものの処理をいうが、これについては、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じた相手国及びその国民(法人も含むものと解される。)に対するすべての請求権は相互に放棄するものとされた(14条(b)、19条(a))。』

「サンフランシスコ平和条約は、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本国は連合国に対する戦争賠償の義務を認めて連合国の管轄下にある在外資産の処分を連合国にゆだね、役務賠償を含めて具体的な戦争賠償の取決めは各連合国との間で個別に行うという日本国の戦後処理の枠組みを定めるものであった。この枠組みは、連合国48か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった（以下、この枠組みを「サンフランシスコ平和条約の枠組み」という。）。サンフランシスコ平和条約の枠組みは、日本国と連合国48か国との間の戦争状態を最終的に終了させ、将来に向けて揺るぎない友好関係を築くという平和条約の目的を達成するために定められたものであり、この枠組みが定められたのは、平和条約を締結しておきながら戦争の遂行中に生じた種々の請求権に関する問題を、事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来、どちらの国家又は国民に対しても、平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ、混乱を生じさせることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるとの考えによるものと解される。」

日中共同声明

「日本国と中華人民共和国との間 のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。」(1項)、「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」(2項)、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」(5項)

訴権の喪失。

(原爆訴訟やシベリア抑留被害に関する政府見解との整合性を図った趣旨が強いものとみられる)

→実体的な請求権(給付保持権)は残る。

「サンフランシスコ平和条約の枠組みにおける請求権放棄の趣旨が、上記のように請求権の問題を事後的個別的な民事裁判上の権利行使による 解決にゆだねるのを避けるという点にあることにかんがみると、ここでいう請求権の「放棄」とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。」

「日中共同声明において、戦争賠償及び請求権の処理について、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる取決めがされたものと解することはできないというべきである。」

「サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいても、個別具体的な請求権について債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである。」

韓国関係については、名古屋地裁2005年2月24日が、先行的に同趣旨の訴権放棄論を採用し、名古屋高裁も踏襲した(以下、高裁の判決文)。

「その前提となる平和条約では、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本国 は連合国に対する戦争賠償の義務を認めて連合国の管轄下にある在外資産の処分を連合国にゆだね、役務賠償を含めて具体的な戦争賠償の取決めは各連合国との 間で個別に行うという日本国の戦後処理の枠組みが定められていたが、ここで請求権の「放棄」(平和条約14条(b)、19条(a))とは、国家は、戦争の 終結に伴う講和条約の締結に際し、対人主権に基づき、個人の請求権を含む請求権の処理を行い得ることを前提に、また、請求権放棄の趣旨が、戦争の遂行中に 生じた種々の請求権に関する問題を、事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来、どちらの国家又は国民に対しても、平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ、混乱を生じさ

せることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるから、これを避けること
にあったことにかんがみ、当該請求権につき裁判上訴求する権能を失わせるものと解
すべきものであった。」

「被控訴人らが、本件協定2条1項、3項によって控訴人らはこれらについていかなる主張もすることが
できないものとされている旨を主張する以上、控訴人らの請求を認容して被控訴人らに対し上記の各
請求権についてその履行をすべき旨を命じる余地はないといわざるを得ない。」

2 大法院判決（2012年5月24日）

植民地支配に直結する不法行為に関する損害賠償請求権は残る。

外交保護権も残る。

【日本判決の既判力の否定】

「日本判決の理由は、日帝強制占領期の強制動員自体を不法と見ている大韓民国憲
法の核心的価値と正面から衝突するものなので、このような判決理由が込められた日本
判決をそのまま承認する結果は、それ自体で大韓民国の善良な風俗やその他の社会
秩序に違反するものであることが明らかである。したがって我が国で日本判決を承認し、
その効力を認定することはできない。」

【個人請求権の存続】

「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではなく、サンフラン
シスコ条約第4条に基づいて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的
合意によって解決するためのもので、請求権協定第1条によって日本政府が大韓民国
政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係がある
とみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めな
いまま、強制動員被害の法的賠償を原則的に否認したし、このために韓日両国の政府
は日帝の朝鮮半島支配の性格に関して合意に至らなかったが、このような状況で日本
の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に因る
損害賠償請求権が、請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しい点等に照ら
してみれば、原告らの損害賠償請求権に対しては請求権協定で個人請求権が消滅し
なかったのは勿論のこと、大韓民国の外交保護権も放棄されなかったとみるのが相当で
ある。」

「さらに、国家が条約を締結し外交的保護権を放棄するだけに止まらず、国家とは別個
の法人格を持つ国民個人の同意なしに、国民の個人請求権を直接的に消滅させ得る
とみることは近代法の原理と相容れない点、国家が条約を通じて国民の個人請求権を
消滅させることが国際法上許容されるとしても、国家と国民個人が別個の法的主体であ
ることを考慮すれば、条約に明確な根拠がない限り、条約締結で国家の外交的保護権

以外に国民の個人請求権まで消滅させたとみることはできないだろうが、請求権協定には個人請求権の消滅に関して韓日両国の意思の合致があったとみるのに十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国の日本国およびその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は、請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とする時、初めて理解できる点等を考慮してみると、原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定で当然消滅するとみることはできず、ただ請求権協定でその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されることにより、日本の国内措置で該当請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失しただけである。

したがって原告らの被告に対する請求権は請求権協定で消滅しなかったために、原告らは被告に対してこのような請求権を行使できる。」

3 共通点と相違点

- (1) 共通点 実体的請求権は発生し、存在している。
- (2) 反人道的不法行為・(違法な)植民地支配に直結する不法行為概念
- (3) 国家の対人主権の作用
- (4) 大法院は、外交保護権も放棄されていないとするところまで踏み込んでいる。

4 国際法を踏まえた試見

(1) 軍「慰安婦」を含む「反人道的不法行為」が協定の対象から除外されることは国際法的に承認できる。

(2) 問題は「植民地支配に直結した不法行為」概念である。

戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約
(第四条約)(文民条約)

第147条〔重大な違反行為〕

「前条(処罰義務)にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇(生物学的実験を含む。)、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、被保護者を不法に追放し、移送し、若しくは拘禁すること、被保護者を強制して敵国の軍隊で服務させること、この条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと、人質によること又は軍事上の必要によって正当化されない不法且つし意的な財産の広はんな破壊若しくは懲罰を行うことをいう。」

- ① 上記条約は戦争・占領を前提にしている。韓国併合無効が前提になる。
- ② 仮に韓国併合無効であっても「植民支配に直結する不法行為」は、「重大な違反行為」より広い概念に見える。

国際法的な正当化を図るためには少なくとも上記条項文言のような限定が必要だろう。

③ 上記によれば、大法院判決について韓国国内で国際法学者などからも批判があるとするのには理由がないことではない。

④ 人権の文脈と、民族または国家の文脈が複雑入り交じってしまう現状。

(3) 論理的な解決を図ろうとすれば、日本側には、韓国併合無効論をコンセンサスとする努力が必要になる。

人道的な解決にはバリエーションがある。

第2 戦争に敗れるということ ドイツの例から

1 領土

(1) アルザス・ロレーヌ地方の割譲＋フランス化（九州×0.7）

1945年時点言語分布

オー・ラン県 43万6000人(アルザス語)、3万2500人(フランス語)

バ・ラン県 66万人(アルザス語)、3万2400人(フランス語)

(2) オーデル・ナイセ線による割譲 112,000 km²（九州＋四国＋中国地方＋α）

ソ連の東部ポーランドの割譲

→ドイツとポーランドの国境がドイツ側にずれ、ドイツ人は追放された

（但し、返還運動は存在する）

敗戦国に「固有の領土」などあり得ない

2 冷戦による分断ドイツ

3 謝罪外交

アデナウアー(1949年～1963年)

4 NATOへの編入（米国の方針）・地政学的位置

周辺国との協調の要請

第3 日本の「敗戦」処理

1 米国の二国間同盟戦略（太平洋安全保障条約の軌道修正）

日韓の分断、日中外交の自発性の抑圧

2 兵站基地化方針

役務賠償原則（日韓請求権協定では物品役務賠償・借款）
加害企業の海外事業展開の拠点 後のODA
後方における冷戦の果実の享受

3 国家としての一体的連続性の意識

「国体」論

第4 サンフランシスコ平和条約を超えて

1 寛大な講和がもたらしたもの

敗戦意識の希薄化（東京裁判受諾条項があるにも関わらず）
冷戦構造の下の「平和と繁栄」の戦後（敗戦意識の益々の希薄化）
（朝鮮戦争と軍事独裁に苦しんだ韓国・朝鮮）

2 サンフランシスコ平和条約の裏に張り付いた安保体制

いつでもどこでもすきなだけ米軍を展開・駐留する権利
「敗戦状態」の固定化
米国隷従構造
日米合同委員会による超憲法的統治
（「米軍+天皇」→「米軍+官僚」）

3 敗戦を受け入れる

東京裁判受諾と「独立」は一体の関係にある。（靖国問題）
日清戦争以降の領土拡張を国際社会は否定した。
・領土問題 「日本には」領土問題はあり得ない。
韓国併合は違法、しかし竹島は日本の領土論のおかしさ
・歴史観 15年戦争史観でよいのか。
19世紀末からやり直しなのか。
「否認」の構造の打開
米国に隷属する限りにおいて、日韓に対して敗戦を否認できる構造
「敗戦」（屈米体制）からの解放

4 個人補償（賠償）の原則へのたゆまぬ努力

付録 名古屋・三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟が歩んだ道

第1章 訴訟 被害救済の法律論の成功と政治解決の壁

(1998年4月27日 関釜裁判地裁判決)

提 訴 1999年3月1日

(2004年7月9日 西松事件広島高裁判決)

一 審 判 決 2005年2月24日

控訴審判決 2007年5月31日

最高裁決定 2008年11月11日

第2章 金曜行動 三菱重工業に話し合いを求め続ける

2007年7月～2010年7月(143回)

第3章 韓国の運動 市民がハルモニと連帯し、韓国の中で認知される

2009年3月 韓国に「勤労挺身隊とともにするハルモニの会」

2009年12月～ 99円問題(厚生年金脱退手当金)

2010年6月 株主総会行動 韓国署名134, 162筆

韓国国会議員署名100筆

2010年7月14日 三菱から話し合いの場を持つ旨の回答

2010年11月～2012年7月 三菱交渉(16回)

第4章 韓国訴訟

2012年5月24日 韓国大法院判決

2012年8月～現在 再開金曜行動(再開後、約110回)

2012年10月 原告ら光州地方法院に提訴

2013年11月1日 光州地方法院判決

2014年8月27日 結審 調停勸試2回後、判決期日未定

第5章 全面問題化

2012年12月 第2次安倍政権

2013年 2月 朴槿恵政権

2014年12月 第3次安倍政権

資料

サンフランシスコ平和条約

第2条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び蘆陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。） 孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第4条

（a） この条の（b）の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行つている当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つている当局が現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。）

（b） 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

第6条

（a） 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん〔前2文字強調〕又は駐留を妨げるものではない。

第11条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている物を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第五章 請求権及び財産

第14条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国内に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害又は苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者

並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第19条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

第21条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

第2条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第9条

日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

第12条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、

(1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権（有体財産及び無体財産に関するもの）、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限定においてのみ、当該連合国内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

(d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの（海運及び航海に関するものを除く。）又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めなければならない。

(e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利の行使によつて影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によ

つて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第26条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。

国際連合憲章 敵国条項

第53条〔強制行動〕

1 安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。もっとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

2 本条1で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

第107条〔敵国に関する行動〕

この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。